

窓口の 時間延長と休日開設

住民異動などの届け出が増えるのに合わせ、市は、月～金曜の窓口の受付時間を延長するほか、休日にも手続きを受け付けます。取り扱う業務や受付窓口は、表1のとおりです。手続きに必要な書類など詳しくは、各窓口へお問い合わせください。 ☎ 1000447

● 平日の時間延長：
3月22日(火)～4月4日(月)、18時半まで

● 休日開設：
3月27日(日)・4月3日(日)、8時半～17時

特に月曜と3月31日(木)・4月1日(金)は混雑が予想されます。平日の時間延長や休日開設日を、ご利用ください。



市役所や市保健所などへ車で来る場合は、市指定駐車場が便利です



表1 時間延長・休日開設をする窓口など

取り扱い業務	受付窓口		
	本庁舎と市保健所(神明町)	都南総合支所	玉山総合事務所
住民異動届、印鑑登録、マイナンバーカード関係、証明書交付(住民票・印鑑証明・戸籍など)	市民登録課(本庁舎1階) ☎613-8309	市民係(1階) ☎639-9030	税務住民課(1階) ☎683-3874 ※3月24日(木)・31日(木)のみ証明書交付・印鑑登録は19時まで
市・県収入証紙販売	市民税課(本庁舎2階) ☎626-7504	地域支援係(1階) ☎639-9035	
市・県民税所得・課税証明書交付	健康保険課(本庁舎1階) ☎626-7527		
国民健康保険・後期高齢者医療の手続き 納付相談(税務福祉係、健康福祉課を除く)	子ども青少年課(市保健所4階) ☎613-8354 医療助成年金課(本庁舎2階) ☎626-7528	税務福祉係(1階) ☎639-9058 ※一部、対応していない業務があります。詳しくは、お問い合わせください	健康福祉課(1階) ☎683-3869 ※一部、対応していない業務があります。詳しくは、お問い合わせください
児童手当、児童扶養手当の手続き(医療助成年金課は児童手当のみ。都南総合支所は、児童扶養手当の新規を除く)			
身体障害者手帳・療育手帳・障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当の住所変更など	障がい福祉課(本庁舎5階) ☎613-8346		
転入による要介護認定の申請、被保険者証などの住所変更	介護保険課(本庁舎5階) ☎626-7560		
医療費助成の手続き	医療助成年金課(本庁舎2階) ☎626-7528		
赤ちゃん手帳・予防接種券の交付	母子健康課分室(1階) ☎639-9031		
母子健康手帳・妊産婦健診票の手続き	子育て世代包括支援センター(市保健所1階) ☎613-2696		
小・中学生の就学、転校手続き	教育委員会分室(本庁舎5階) ☎639-9044	学務教職員課(3階) ☎639-9044	学務教職員課玉山分室(1階) ☎683-3820 ※4月3日(日)を除く

市役所は 4月から新体制に

市は組織機構を一部見直し、4月から新しい体制でスタートします。市役所を利用する際は、各課の場所を確認の上、お越しください。
● 組織の見直し：職員課 ☎626-7505
庁舎や各課の場所：管財課 ☎626-7507

● マイナンバーカード係の設置

(本庁舎1階)
マイナンバーカードの交付を円滑に進めるため、市民登録課内にマイナンバーカード係を新設します。

● 盛岡城復元調査推進室の設置

(本庁舎8階)
盛岡城跡の価値を市民の皆さんに深く知ってもらい、史跡としての保存・活用を推進するため、「史跡盛岡城跡歴史的建造物」の復元整備を進める組織として、企画調整課内に盛岡城復元調査推進室を設置します。

● 企業会計移行推進室の設置

(上下水道局本庁舎2階)
農業集落排水事業と公設浄化槽事業の経営状況の的確な把握や、経営基盤の強化のため、公営企業会計への移行を進める組織として、経営企画課内に企業会計移行推進室を設置します。

メリットがいっぱい！ 便利なマイナンバーカードを 持ってみませんか

▶ マイナンバーカードについて
☎ 市民登録課 ☎613-8307
☎ 1000435

▶ マイナポイントについて
☎ 総務課 ☎626-7513
☎ 1029616

マイナンバーカードは、顔写真付きの公的身分証明書として利用できる他、健康保険証として利用できたり、コンビニで住民票などの各種証明書を取ることもできます。まだお持ちでない人は、ぜひ申請をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※申請からカード受領まで、1～2カ月かかります

● 初回申請は無料。再交付手数料については、市民登録課にお問い合わせください

■ 窓口で手続きする場合
市民登録課や各支所などで顔写真を無料で撮影して、マイナンバーカードの申請ができます。利用の際は、身分証明書またはID記載の個人番号カード交付申請書をお持ちください。

■ 郵送で手続きする場合
送付された個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り、申請書送付用封筒に入れて、郵送してください。

▶ 申請書を持っていない場合
申請書を持っていない人は、運転免許証などで本人確認をした上で、市民登録課や各支所などで作成し、郵送できます。

■ インターネットで手続きする場合
パソコンによる
スマートフォンによる
※自宅での手続きが難しい人は、市民登録課や各支所などで職員がお手伝いします

盛岡駅周辺では 市営自転車等駐車場の利用を

● F Pホーム's自転車駐車場 ☎622-0972
☎ 1001859

盛岡駅周辺は自転車などの放置禁止・規制区域です。同区域などに放置されている自転車などは随時撤去しますので、自転車や原動機付自転車などを駐車するときは市営自転車等駐車場を利用してください。使用料は、表2のとおりです。

▶ F Pホーム's自転車駐車場(盛岡駅前自転車駐車場)
● 6時～21時(年末年始を除く)
● 自転車

▶ 盛岡駅西口自転車等駐車場
● 24時間(年中無休)
● 自転車・原動機付自転車・自動二輪車

表2 市営自転車等駐車場の使用料

区分	自転車	原動機付自転車 自動二輪車
1回(24時間までごと)	100円	150円
1カ月	一般 2000円	3000円
定期駐車券	生徒など 1500円	
2カ月	一般 3800円	5700円
定期駐車券	生徒など 2800円	
3カ月	一般 5700円	8600円
定期駐車券	生徒など 4200円	

・「生徒など」は、小・中学生と高校生、専門学校生、大学生、大学院生です
・定期駐車券は、2つの駐車場で共通して使用できます
・定期駐車券の「1カ月」は、月の初日からその月の末日までを指します
・回数駐車券もあります。詳しくは、お問い合わせください
・F Pホーム's自転車駐車場は、2時間以内の使用は無料です

迷惑駐車はやめましょう！

・歩行者、特に車いすの人や点字ブロックを使う人の通行の妨げになります！
・火事や救急などのときの緊急活動に支障が出ます！
・街の景観を損ねる事にも！



引っ越しをするときは 上下水道の手続きを忘れずに

☎ 上下水道局お客さまセンター ☎623-1411

引っ越しなどで、水道・下水道を使い始めるときや使わなくなったときは、引っ越しの5日前までに上下水道局お客さまセンターへ連絡するかインターネットで申し込みください。家事用井戸水や農業集落排水施設の使用人数に変更がある場合も、連絡が必要です。詳しくは、同センターにお問い合わせください。

■ 電話で手続きする場合

☎ 上下水道局お客さまセンター ☎623-1411
営業時間：平日の月～金曜、8時半～17時半



■ インターネットで手続きする場合

上下水道局のホームページ内
引っ越し時の手続きページ▶



申し込みは土・日曜、祝日も受け付けます。

※開閉栓作業は営業時間内に行います

水道料金などの支払いは便利な口座振替で

水道料金などの支払いは、便利で確実な口座振替がお勧めです。口座振替の場合、水道料金を月50円割り引きします。また、2カ月ごとから1カ月ごとの口座振替に変更することもできます。口座振替の申し込み方法や必要なものなど詳しくは、同センターにお問い合わせください。

下記の区域に駐車している自転車などは撤去します

